

～世界から期待され、世界をリードする JIPA ～



一般社団法人日本知的財産協会



2015年2月 インド訪問代表団報告

関東部会(2015年4月21日)

関西部会(2015年4月23日)

2014年度アジア戦略PJT
第3WG: 東南アジア・インドWG



目次

- ◆ インドの概要
- ◆ 2014年度 訪問代表団の背景・目的
- ◆ 訪問団メンバーとスケジュール
- ◆ 訪問機関と内容
- ◆ インド訪問代表団のまとめ

- ◆ アジア諸国対応アンケートのまとめ





インドの概要 ①

◆ インド(India)

1. 面積 328万平方km
2. 人口 12億人
3. 首都 ニューデリー(New Delhi)
4. 民族 インド・アーリヤ族、ドラビダ族、モンゴロイド族等
5. 言語 連邦公用語はヒンディー語、他に憲法で公認されている州の言語が21
6. 宗教 ヒンドゥー教徒80.5%、イスラム教徒13.4%、キリスト教徒2.3%、シク教徒1.9%、仏教徒0.8%、ジャイナ教徒0.4%



出典: 外務省 インド基礎データ

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html>>

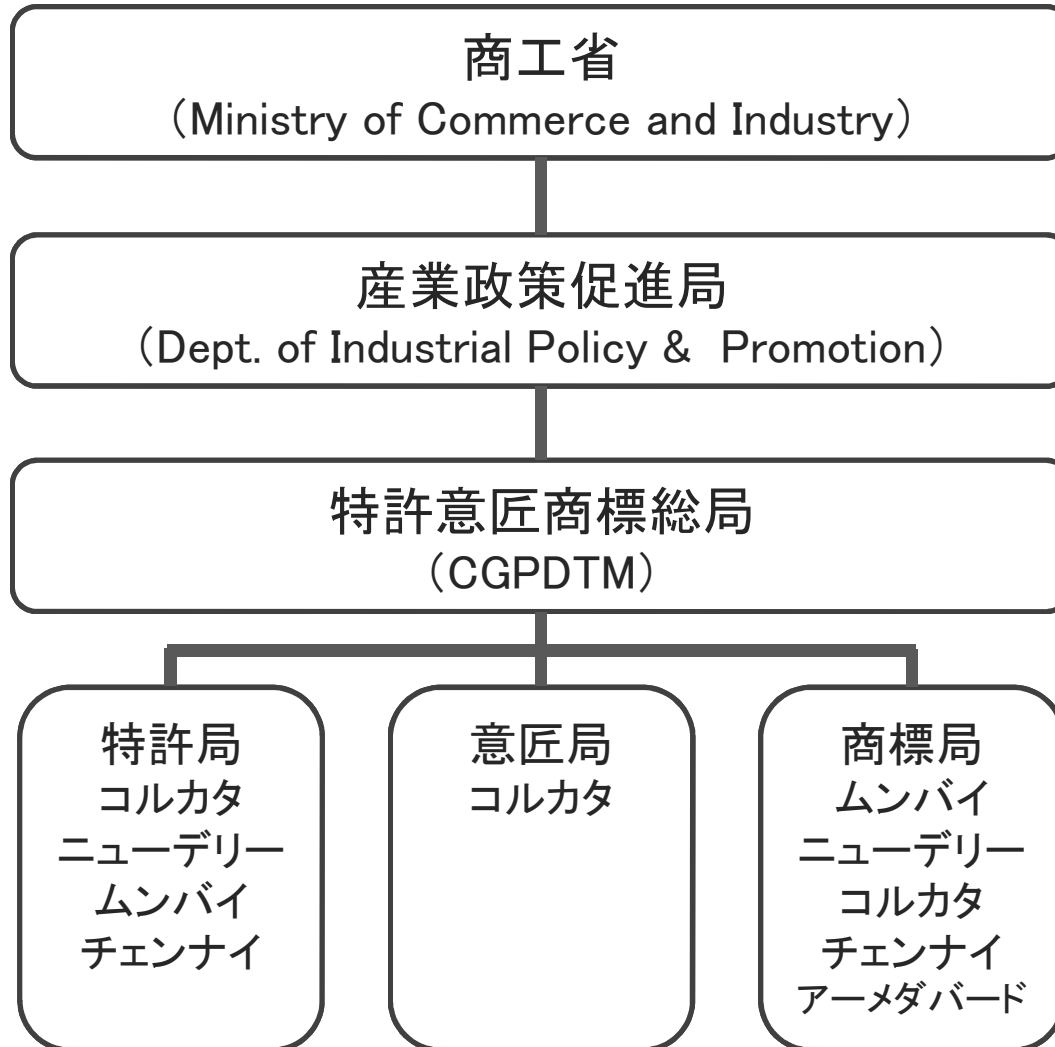


~世界から期待され、世界をリードするJIPA~



インドの概要 ②

◆ 知的財産関連の組織図



知的財産審判委員会 (IPAB)





目次

- ◆ インドの概要
- ◆ 2014年度 訪問代表団の背景・目的
- ◆ 訪問団メンバーとスケジュール
- ◆ 訪問機関と内容
- ◆ インド訪問代表団のまとめ

- ◆ アジア諸国対応アンケートのまとめ



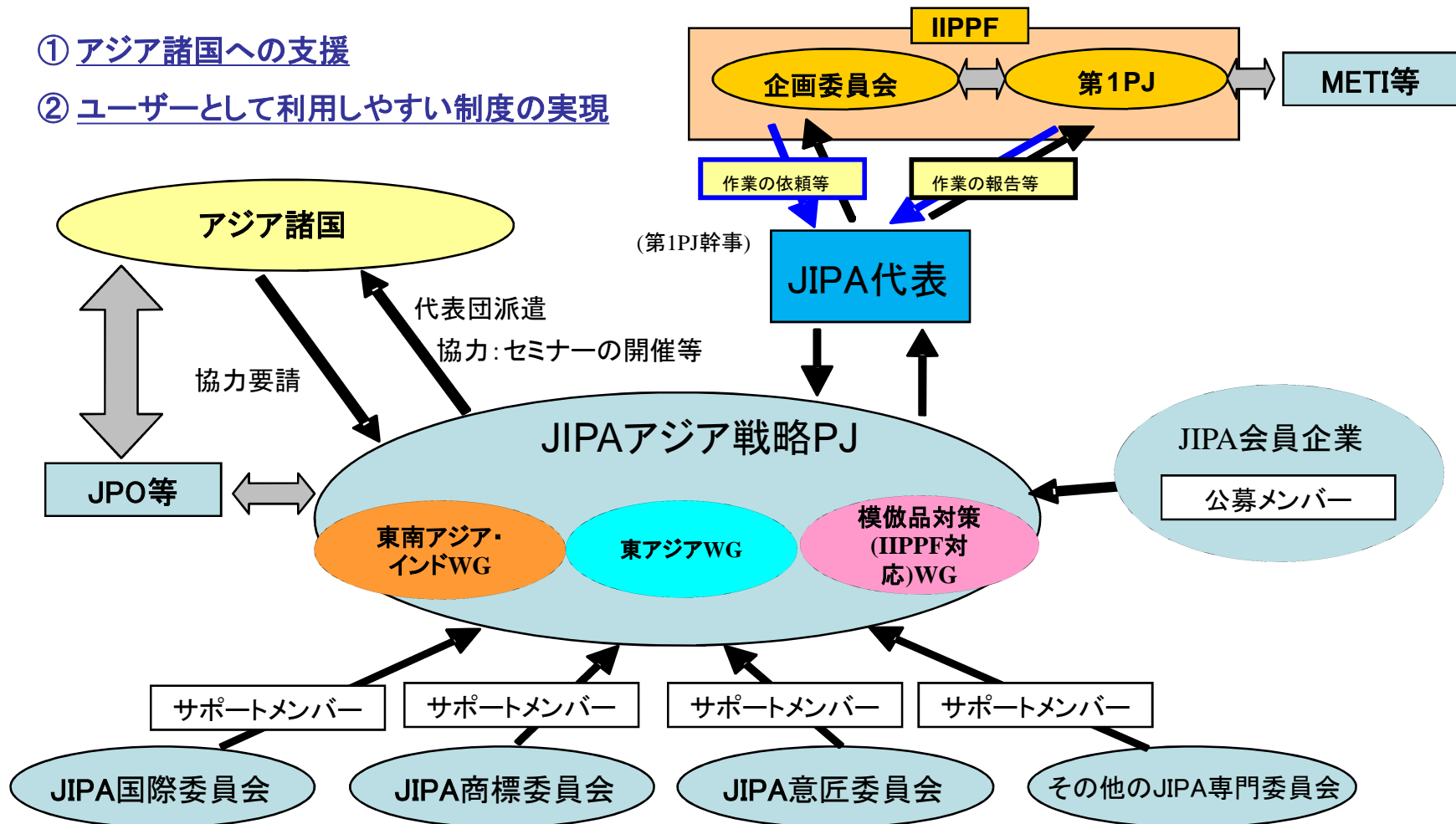


アジア戦略PJ活動体制

アジア戦略PJの概要

- ① アジア諸国への支援
- ② ユーザーとして利用しやすい制度の実現

③ 模倣品、海賊版対策





2014年度 インドWG活動

2012年9月
常務理事会資料抜粋

2013～2016年度のJIPAインド対応

- 前回の訪印でインドの数多き課題、重要性が明確となり、幾つかのアプローチ方法も判った。さらに、JPO審査官が派遣され官民一体となった活動ができる。
- JIPA意見を反映させるためのパイプをより太く強固にするため、政府機関/民間機関が集中するデリー訪問は連続で行いたい。さらに、各知財局も訪問し知財全般へ対応範囲を広げる。
- 訪問予定計画

2012年度：デリー＋ムンバイ(今年度)

2013年度：デリー＋商標(アーメダバード)/意匠(コルカタ)

2014年度：デリー＋チェンナイ

以降は、2年置きに訪問しフォローを行っていく

2016年度：デリー＋α



2014度取り組み

6





2014年度 インドWG活動

◆ 調査検討項目

- 過去要望事項(実施報告書、特8条、特3条d等)の経過観察と再要望検討
- 商標審査異議遅延の進捗チェック
- IPAB審判状況・実務把握
- 著作権の有効性
- パブコメ対応
- 2015年度以降活動計画

◆ 現地調査

- 時期:2015年2月の1週間
- 訪問地:デリー、チェンナイ





2014年度 インド訪問団派遣の目的

◆ 中期計画における位置づけ

- 本年度はJIPAインド訪問中期計画の最終年

◆ 派遣目的

- 政府関係機関への要請、中期計画で未着手の課題の対応、新たに発見した課題に対する調査等を行なうこと

◆ 今年度訪問団における重要ミッション

- 商工省産業政策促進局(DIPP)に対する要望
- 中計立案時から希望していたIPABを訪問し、審判手続きや重要判決についての質疑
- 模倣品対策における著作権の有効性の把握
- 現地駐在員との会合による最近の重要課題把握





目次

- ◆ インドの概要
- ◆ 2014年度 訪問代表団の背景・目的
- ◆ 訪問団メンバーとスケジュール
- ◆ 訪問機関と内容
- ◆ インド訪問代表団のまとめ

- ◆ アジア諸国対応アンケートのまとめ





訪問団メンバー

氏名	所属(訪問時)
別所 弘和 (団長)	知的財産協会 常務理事 本田技研工業(株) 知的財産部
奥田 慶文 (副団長)	日本電気(株) 知的財産本部
黒田 慎二	パナソニックIPマネジメント(株) 商標・意匠部
牧野 雅彦	パナソニック(株) 知的財産センター
松井 啓介	キヤノン(株) 知的財産法務本部
皆川 恭之	横河電機(株)イノベーション本部 戦略・知的財産センター

(団長以下50音順)



※全行程でJETROデリー今浦知財部長が同行

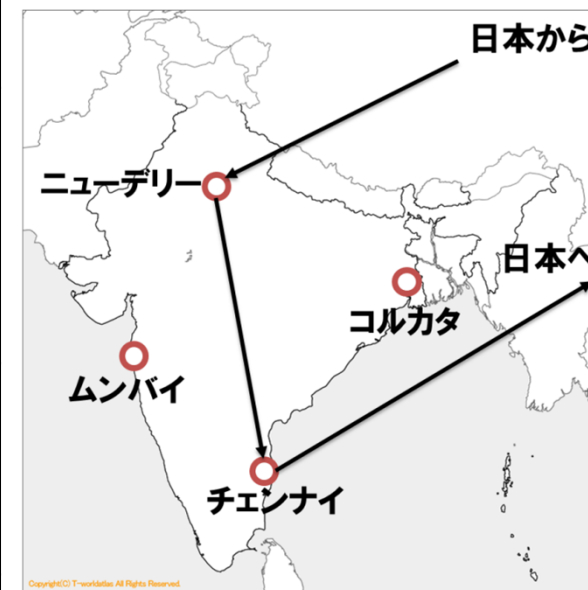


～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



2014年度 訪問地およびスケジュール

	2/23 (月)	2/24 (火)	2/25 (水)	2/26 (木)	2/27 (金)
都市	デリー			チェンナイ	
午前	remfry 特許 事務所	商工省 産業 促進局	著作権局	Depen ning 特許 事務所	JETRO チェンナイ 事務所
午後	インド IPG	インド 工科大学 デリー校	TACT	チェン ナイ 特許庁	(予備)
夜	終了後 懇親会		デリー↓ チェンナイ		



※2/27午前に知的財産審判委員会(IPAB)を訪問予定だったが公式訪問は叶わなかった。





目次

- ◆ インドの概要
- ◆ 2014年度 訪問代表団の背景・目的
- ◆ 訪問団メンバーとスケジュール
- ◆ 訪問機関と内容
- ◆ インド訪問代表団のまとめ

- ◆ アジア諸国対応アンケートのまとめ





◆ 訪問先概要

- 知財政策や法改正を企画立案し、実行する部門。局長以下数名の少人数部門。日本特許庁との意見交換も定期的を実施。

◆ JIPA訪問歴、過去の活動との関係性

- 2013年2月、2013年10月の訪問団にて要望書を提出

◆ 今回の訪問目的

- 日本企業団としての制度改善要望

◆ 質問事項・依頼事項概要

- 早期審査制度の導入
- インド特許データベースの整備
- 商標審査・異議申し立ての遅延改善
- 商標遅延案件の提示と促進依頼
- 過去の要請事項(実施報告書、外国出願情報の提出、アクセプタンス期間、強制実施権等)は引き続き改善を依頼



DIPP: 商標促進活動の経緯①

◆ JIPA会員企業から
5年以上商標審査、異議申
立が停滞している案件収集:
89社およそ400件
(2013年12月)

DIPP
回答

◆ リスト化し、DIPPに督促
(2014年1月)

大部分が審査・公告済み!?

と、リストに記載されている出願の大部分が既に審査・公告
済となつている出願に関しましては、先着順で処理されてお

インド商工省産業政策推進局

2014年9月4日

JETRO 知的財産権部長
今浦 陽恵様

JIPA 会員企業の商標継続案件リストにつきまして

今浦様

産業政策推進局長 D.V. Prasad 宛てに送付いただきました、標記の件に関する 2014 年 2 月 4 日付貴書につきまして、本件は特許意匠商標総局(CGPDTM)と協議の上、一次審査が終了していることをご連絡いたします。

商標局からの情報によりますと、リストに記載されている出願の大部分が既に審査・公告されております。異議申立対象となっている出願に関しましては、先着順で処理されております。ただし、係争当事者間の和解及び異議の取り下げまたはその結果に基づく申請の場合、当該申立はこの順序から切り離して取り扱われます。また、このような異議申立案件の処理を推進する運動が 2013 年に立ち上げられましたが、当局では現在でも係争当事者が和解に至る異議申立案件を相当数抱えているため、今後もこのような推進運動をさらに行う可能性もございます。

この他にも、異議申立・取消案件を担当する職員の増員に向けた対応を現在行っております。

敬具





DIPP: 商標促進活動の経緯②

◆ 昨年度協力いただいた企業に、促進依頼した案件の進捗情報の提供を依頼(2014年11月)

- 回答社数: 41社(昨年回答いただいた企業数は89社)
- 2014年DIPPに提出した案件
(審査遅延221件、異議遅延186件) 中の進捗状況
 - ⇒ 審査遅延: 進捗有21件、無78件(進捗率21%)
 - ⇒ 異議遅延: 進捗有9件、無95件(進捗率9%)

本訪問団にて再度、遅延案件リストをDIPPに提出し、促進を依頼することに





DIPP:主な議論の内容①

◆ 面会相手

- Ms. Chandi Raina, Director
(例年Prasad局長に面会しているが、訪問直前に異動)

◆ 早期審査について

- 関係者委員会で早期審査に関するレポートを作成
- 今後高裁に提出して討議し、数か月で何らかの形になる予定

◆ 特許電子データの整備と外部提供

- 検討している。EPOへのデータ提供は費用面で難航
- DB改善は日本の支援を受けており継続支援の依頼あり





DIPP:主な議論の内容②

◆ 商標審査の遅延

- リストに挙がっている案件の状況は調べてJIPAに報告する。
- 遅延を減らすべく、人材不足を解消するようにしている。337名の審査官を雇い審査のペースアップを図る予定

◆ 全体について

- JIPAからの提案は歓迎
- 日本の経験や事例はインドにとって非常に参考になる。
- CGPDTMにも提案していくことを勧められた。
- Section3(d)最高裁の判例待ちの事項はペンディング





Intellectual Property appellate Board (IPAB 知的財産審判委員会)

◆ 訪問先概要

- 商標、特許などに係る不服申し立て(取り消し含む)を管轄。
本部はチェンナイにあり、IPOの各支局を巡回。

◆ JIPA訪問歴、過去の活動との関係性

- 過去に訪問を打診したが、巡回予定と調整つかず。

◆ 今回の訪問目的

- インドの知財関連制度におけるIPABの役割把握
- IPABとその他機関との連携把握

◆ 質問事項・依頼事項概要

- IPABの役割や業務内容について
- 着手順の決め方について(訴訟対象件の優先可能か?)
- 8条違反の判断がデリー高裁とバラついている点について

※2/27午前に知的財産審判委員会(IPAB)
を訪問予定だったが公式訪問は叶わなかった。



インド特許局 ～チェンナイ支局～

- ◆ 訪問先
 - インド4特許局のひとつ
(デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ)
- ◆ JIPA訪問歴、過去の活動との関係性
 - チェンナイ特許局(初訪問)
 - ムンバイ特許局 (2013/2014)
 - コルカタ特許局 (2014)
- ◆ 今回の訪問目的
 - 特許法および審査基準に関する情報入手
 - 特許局における最近の活動事例ヒアリング
- ◆ 質問事項・依頼事項概要
 - インド特許法第7(2)条‘Proof of Right’に対する注意事項
 - インド特許法第57条～第59条の補正に関する注意事項
 - インドにおける知的財産権の活用事例



特許局：主な議論の内容①

- ◆ 面会相手
 - SHRI. R. DEVAN, DEPUTY CONTROLLER of PATENT & DESIGNS
- ◆ 面会者は出願～審査までを担当するコントローラ。
- ◆ 出願から登録までの期間は関連分野の審査官人数による。特に電気、化学関係の審査官が多い。審査を促進する手段はない。
- ◆ 審査官の海外研修として、日本以外に韓国特許庁、EPOに派遣している。
- ◆ 特許庁内部のみで用いられる審査基準はない。





著作権局 (Copyright Office)

◆ 概要

- 著作権の登録を行なう機関

◆ JIPA訪問歴/JIPAとの関連性

- 初訪問

◆ 相手側出席者/窓口

- Ms. Aparna Sharma, Registrar of Copyrights and Director 他

◆ 今回の主な訪問目的/議題

- 昨年度のIPG訪問において、模倣品対策の一手段として著作権が有効であるとの情報を入手したため、著作権局の実態調査(著作権局の審査実務、制度面等)について意見交換すること。



著作権局：主な質疑・応答①

◆ 著作権局の組織・体制等

- 著作権局は、人材開発省 (Ministry of Human Resource Development) に属するが、著作権局の活動方針、運営等は独立。
- 人数は10名程度であるが、近々15名程度の追加募集を実施する予定。勤務場所は、訪問したビルだけであるが、申請・登録書類等の倉庫は他にもある。なお、2か月後に他の場所に移動する予定。

◆ 著作権局のデータベース等について

- 1958年からの累計で約20万件程度が著作権登録されている。正確な統計データはないが、在外者の比率は1%程度ではないかとのこと。
- データベースを電子化しWeb上で公開しているが、申請者や登録者がステータスを確認するためのもの。
- 検索は、マニュアルがメイン(紙の記録帳から検索するのが主流)



著作権局：主な質疑・応答②

- ◆ 著作権局への著作物の登録手続き、審査等について
 - 約2000件/月の申請。方式審査のみだが、商標局による事前審査が必要。申請後、特に問題がなければ3ヶ月程度で登録証を発行。
 - プロセス上は異議申立手続きがあるが、第三者がアクセスできないため実際に異議申立は行われていない模様。





インド知的財産研究会

(IPG: Intellectual Property Groups)

- ◆ 訪問先概要
 - インド進出日系企業による現地の知財研究会
- ◆ JIPA訪問歴、過去の活動との関係性
 - 2013年2月@デリー、2014年2月@ムンバイ
- ◆ 今回の訪問目的
 - 企業間の情報共有並びに協力体制の構築
- ◆ 質問事項・依頼事項概要
 - 2014年度のJIPA活動説明
 - JIPA説明事項に関する意見収集
 - 現地の最新課題の把握





IPG: 主な議論の内容①

◆ インドへの働きかけの方法

- JIPAとしては日本の特許庁やJETROなどの団体と意識合わせ、CIIやFICCIなどとの連携、相手国の成長を意識
- IPGメンバーからは正面突破ではうまくいかないことがあるので、コネクションを大事にして働きかけることを意識するよう助言をいただいた。

◆ 知財担当者のインド派遣

- 外国企業の中には仕組みづくりを終え、インド人に任せても大丈夫なレベルになり駐在員が帰ったケースもある
- 日本企業の対応は周回遅れと感じる





IPG: 主な議論の内容②

- ◆ 報奨金制度を設けるか否か、本国との差をどれくらいつけるかについて各社の状況を議論





インド工科大学 (IIT) デリー校

◆ 訪問先概要

- インドを代表する科学技術大学。難関大学として有名 (倍率 60倍)

◆ JIPA訪問歴、過去の活動との関係性

- 2013年2月にCSIR (科学工業研究委員会) を訪問

◆ 今回の訪問目的

- 日本企業のインドでの研究開発活動の拡大と大学との連携
⇒ 共同研究・委託研究における知財面の課題把握

◆ 質問事項・依頼事項概要

- 外国企業との産学連携において契約上揉める点は？
- 不実施補償の有無
- 大学から企業への知財移転の可否と課題



IIT: 主な議論の内容①

◆ 面会相手

- Dr. Anil Wali, Mr. P. Somarajan, Ms Pooja Vhatia

◆ IITの知財活動

- インド出願とPCT出願で370件、登録が70件。
- 分野別で多いのは電気とICT、次いで機械とデザイン

◆ 外国企業との提携

- 当然可能、joint researchの形態が多い
- 基本的には共同で知財を保有する。企業側に移転することも可能
- 知財の扱いについてはフレキシブルに対応





IIT: 主な議論の内容②

◆ 特許ライセンス活動

- IITが保有する技術や特許を外国企業にライセンスしてもらうことは可能
- 海外メーカーにライセンスしたケースあり
- 費用は一概には言えずケースバイケース





模倣品摘発支援会社 (TACT India Pvt. Ltd.)

◆ 概要

- インド国内での模倣品摘発調査に主力を置く事務所
- 社名は“The Anti-Counterfeiting Team”の頭文字

◆ JIPA訪問歴/JIPAとの関連性

- 初訪問

◆ 相手側出席者/窓口

- Mr. Akhilesh Kapoor, Managing Director & CEO 他多数

◆ 今回の主な訪問目的/議題

- 模倣品対策や摘発に関する意見交換
(商標権と著作権の観点から)





TACT: 主な質疑・応答①

- ◆ 模倣品摘発のために、企業が事前にしておくべきこと
 - 基本的なことだが、商標権、著作権、特許権を取得することであり、インドの税関に登録することも勧める。
 - 商標登録、著作物、著作権登録、過去の訴訟や強制措置の記録等のすべての関連文書を集めておくことである。

- ◆ 模倣品対策や摘発において、著作権・商標権・アンチパッシングオフの活用の違いについて
 - 模倣品対策や摘発においては、商標権をメインとすることが多い。著作権をメインとしたことは無く、商標権、アンチパッシングオフ等と組み合わせる。実務上の経験だが、警察や裁判所は、著作権の効力を商標権よりも低くみているようだ。



TACT: 主な質疑・応答②

- ◆ 日用品・消耗品等の外観(例:包装物)で模倣品摘発するためには、類似するもの全てで著作権登録すべきか。
 - 全てについて登録する必要は無く、代表的なものでよい。
 - ただし、包装物の色そのものに意味があるならば、別々に登録すべきである。





インド特許事務所 (Remfry & Sagar)

◆ 訪問先

- デリーに本社を置く大手特許事務所のひとつで1827年設立
- チェンナイにブランチを構え、年間約5000件の出願を扱う

◆ JIPA訪問歴、過去の活動との関係性

- 初訪問(2013年、2014年に日本で会議)

◆ 今回の訪問目的

- 特許法および審査基準に関する情報入手
- 特許局における最近の活動事例ヒアリング

◆ 質問事項・依頼事項概要

- インド特許法第7(2)条 ‘Proof of Right’ に対する注意事項
- インド特許法第57条～第59条の補正に関する注意事項
- インド商標法第34条の商標重複登録に関連する判例や見解





Remfry: 主な議論の内容①

◆ 面会相手

- Mr. Jayanta Pal / Partner
- Mr. Nishant Sharma / Managing Associate
- Ms. Mamiko Nakashima / Patent Engineer

◆ Proof of Rightに関して(第7条)

- 基礎出願の出願人とインド特許出願の出願人とが同じであっても、すべての出願人はProof of Rightを6ヶ月以内に提出されなければならない。

◆ 情報提供義務に関して(第8条)

- Major country と minor country は明確には規定されていない。しかるに、USPTO, EPO, JPO, SIPO, KIPOに関して英訳を出す必要あり。





Remfry: 主な議論の内容②

◆ 特許補正(第57条～第59条)

- クレームA+B+Cに対してA+B+C+D(=外的付加)は難しい。
A+B+C' (=内的付加)は当初の権利範囲であればOK。





Remfry: 主な議論の内容③

◆ 商標の類否判断基準

- 現在、類否の基準は規定されていないが、改訂ドラフトには類否も含まれる。しかしながら、いつ発効するかは不明。
- ドラフトには期限延長なども検討されているが、シンガポール条約とは直接関係ない。
- ケースローなので、分析して学ぶ(ノウハウを伝える)ようにしている。混同が生じるかが重要なポイントであり、状況により異なり一概には言えない。誰が最初に考えたか、出願したか、使用したか、そのようなことも考慮される。

◆ 並行輸入と関連規制

- 現状では合法であるが、最高裁で争われているサムソンのケースはまだ判決が出ていない。国際消尽の観点から難しいのではないか。
- 品質の観点から直接的な規制は無いが、品質に変化が加えられているかどうかといった観点から商標法で守られる場合もある。

◆ 商標法第34条等の重複登録

- 必ずしも権利行使ができないわけではない。真正な使用でない、混同が生じた場合、といった事情があれば提訴することができる。ムンバイでのジョンソンジョンソン、デリーでのABOTTOといったケースがある。





インド特許事務所 (De Penning & De Penning)

- ◆ 訪問先
 - チェンナイに本社を置く大手特許事務所のひとつで1856年設立
 - 4特許局の各都市にブランチを構え、年間約6000件の出願を扱っている

- ◆ JIPA訪問歴、過去の活動との関係性
 - 2014年にコルカタ事務所訪問

- ◆ 今回の訪問目的
 - 特許法および審査基準に関する情報入手
 - 特許局における最近の活動事例ヒアリング

- ◆ 質問事項・依頼事項概要
 - インド特許法第7(2)条 'Proof of Right' に対する注意事項
 - インド特許法第57条～第59条の補正に関する注意事項
 - インドにおける知的財産権の活用事例



De Penning: 主な議論の内容①

◆ 面会相手

- Mr. RR NAIR / CHIEF PATENT ATTORNEY
- Mr. ANAND BARNABAS / PATENT ATTORNEY
- Mr. ARINOAM PAUL / PATENT ATTORNEY
- Mr. HERALD DANIEL / PATENT ATTORNEY
- Mr. JULICK ISAIAH / TRADE MARK ATTORNEY
- Mr. SUNIL JOSE / TRADE MARK ATTORNEY

◆ コンピュータソフト関係の審査基準のパブコメ(2013年6月)に関する改訂、運用状況

- JIPA含め特許庁にはフィードバック。ただし、発明とみなされる特徴を明確にしていないのと、許容されるCRIの事例がない。現在、ドラフト段階であり、ステークホルダーは引き続きフォローUPしている。





De Penning: 主な議論の内容②

- インドにおけるソフトの著作権侵害は、ソースコードとオブジェクトコードの両方に適用される。あるソフトメーカーは代理店のみならず、偽造販売している店舗までアグレッシブに訴訟を提起。





De Penning: 主な議論の内容③

◆ 著作権関連

- 手続きが昨年ウェブ公開され、現在は電子での出願を主としている。紙出願はアクレジットが届かず、うまく処理されない可能性がある。
- サーチはできるが、2013年以前のデータはまだ未蓄積。マニュアルサーチは現実的には難しい。
- 無方式である点はメリットだが、法廷で有効性が否定される可能性がある点がデメリット。

◆ 商標関連

- 並行輸入については議論があり、外国企業は反対している。パッシングオフという手もある。
- 商標のドラフトマニュアルは2008年から動いていない。
- 34条等の重複登録については、異議等あればディスクリプションに地域限定がされる場合がある。法には混同防止表示の規定はない。意図的に混同を生じさせた場合、裁判所にパッシングオフを主張することは可能。IPABにrectificationが可能だが、時間がかかる。



目次

- ◆ インドの概要
- ◆ 2014年度 訪問代表団の背景・目的
- ◆ 訪問団メンバーとスケジュール
- ◆ 訪問機関と内容
- ◆ インド訪問代表団のまとめ

- ◆ アジア諸国対応アンケートのまとめ





まとめ

◆ 中期計画における位置づけ

- 本年度はJIPAインド訪問中期計画の最終年

◆ 派遣目的

ほぼ達成

- 政府関係機関への要請、中期計画で未着手の課題の対応、新たに発見した課題に対する調査等を行なうこと

◆ 今年度訪問団における重要ミッション

- ◎ - 商工省産業政策促進局(DIPP)に対する要望
- × - 中計立案時から希望していたIPABを訪問し、審判手続きや重要判決についての質疑
- ◎ - 模倣品対策における著作権の有効性の把握
- ◎ - 現地駐在員との会合による最近の重要課題把握





今後の検討すべき事項

◆ インド新中期計画の策定と実行

- － 課題把握と整理
- － 要望継続
- － 調査テーマと対象組織の選定
- － 現地訪問の継続



目次

- ◆ インドの概要
- ◆ 2014年度 訪問代表団の背景・目的
- ◆ 訪問団メンバーとスケジュール
- ◆ 訪問機関と内容
- ◆ インド訪問代表団のまとめ

- ◆ アジア諸国対応アンケートのまとめ

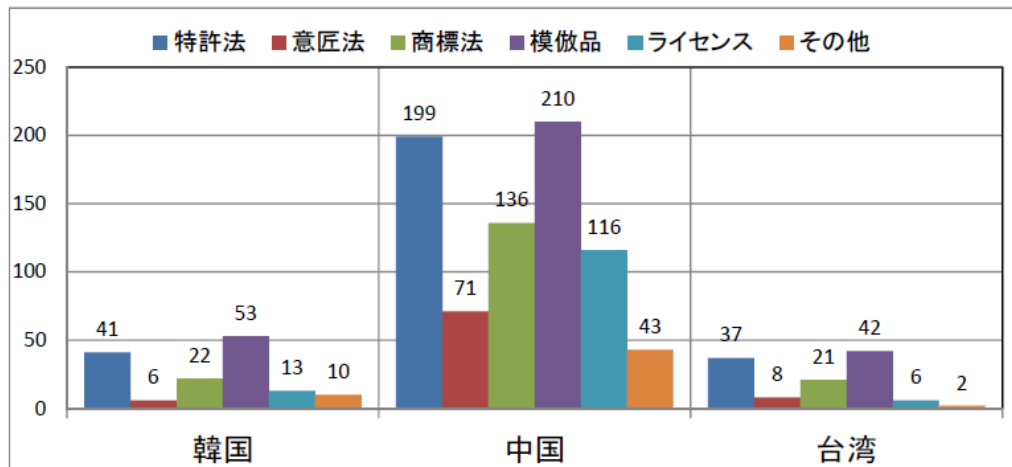




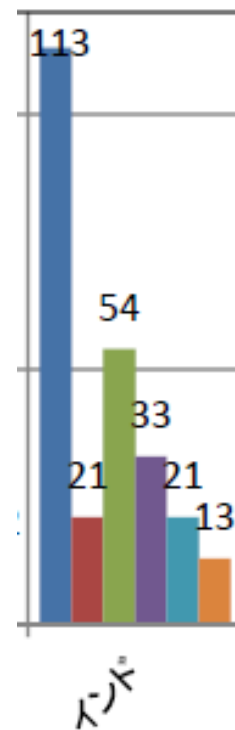
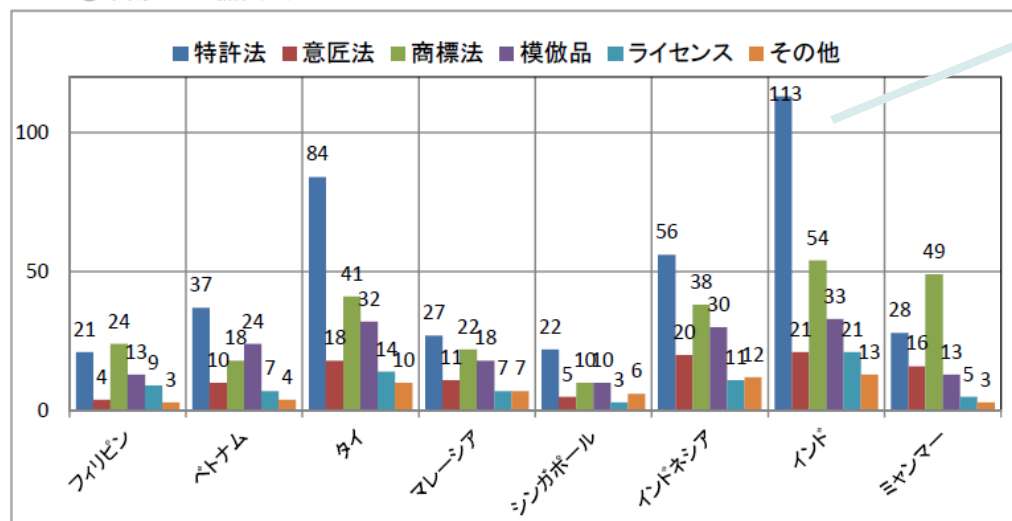
JIPA会員アンケート① 知財上での課題

2014年8月にJIPA会員に対し、アジア地域での活動や知財に関する課題のアンケートを実施⇒435社が回答

①東アジア



②東南アジア諸国・インド



インドの知財制度に課題を感じている企業は非常に多い。特に特許



JIPA会員アンケート② 自由記述分析

回答433社

	特許	商標	意匠	模倣品	ライセンス	その他
課題指摘数	113	54	21	33	21	13
自由記載数	36	15	3	4	3	2

特許 (36)								
項目	実施報告義務 (146条)	情報提供義務 (8条)	強制ライセンス (84条)	審査遅延	アクセプタンス期間 (21条)	不特許事由 (3条)	訴訟遅延	その他
回答数	20	11	9	9	7	5	2	5
懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> ・業務負担大 ・WEB公開による情報流出 ・運用基準不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用基準不明確 ・対象国不明確 ・非英語圏の翻訳負担大 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施範囲の拡大 ・医薬品関連での乱用 		<ul style="list-style-type: none"> ・手続き煩雑 ・ペナルティ重い ・適用が不透明 	<ul style="list-style-type: none"> ・結晶特許権利化困難 		<ul style="list-style-type: none"> ・実新導入時の差止請求権乱用
要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・制度廃止、緩和 			<ul style="list-style-type: none"> ・早期審査制度 ・優先審査制度 				<ul style="list-style-type: none"> ・4庁統一化 ・DBの改善 ・PPHの施行

商標 (15)				意匠 (3)	模倣品 (4)	ライセンス (3)	その他 (2)
項目	審査遅延	不使用取消請求 (46条)	その他	その他	その他	その他	その他
回答数	11	2	2	3	4	3	2
懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> ・拒絶頻度高い ・マドプロ導入後も遅延未解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・商標権者による立証必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録証誤記多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・出願時のOA頻度高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真鑑定不可 ・ICEGATE機能せず ・税関職員の知財意識低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容の第三者閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・賄賂の横行 ・侵害訴訟時の一方的差止
要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・早期審査制度 		<ul style="list-style-type: none"> ・先出願主義への移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハーグ協定加盟 ・部分意匠制度 ・公開延期制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・差止件数等の統計情報開示 		

ご清聴有難うございました

ご質問・コメント等は、西尾事務局長にお願いいたします
E-mail: nishio@jipa.or.jp

～世界から期待され、世界をリードする JIPA ～



一般社団法人日本知的財産協会

